

獣医師が診療で使用する場合であっても 対象動物に使用してはならない医薬品の成分

制度の概要

- 獣医師が診療で使用する場合を除き、未承認医薬品を対象動物※¹に使用することは、法律で禁止されています。
- ただし、獣医師であっても、発がん性等の理由から食品中において不検出とされる物質を有効成分とする医薬品※²は、対象動物に使用することが禁止されています。

※1 対象動物の範囲

牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するために養殖されている水産動物

※2 対象動物への使用が禁止されている医薬品成分（16物質）

イプロニダゾール※、オラキンドックス、カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルスロン、クロルプロマジン、ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、メトロニダゾール、ロニダゾール

(注) これらを成分とする対象動物用の医薬品は、我が国では承認されていません。

※ 平成29年8月23日施行

平成29年10月
農林水産省 畜水産安全管理課